

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面及び地番等は札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

平成 28 年（2016 年）4 月 8 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 形質変更時要届出区域として指定する土地の所在地（地番）  
札幌市豊平区平岸 1 条 12 丁目 2 の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準（土壌溶出量基準）および第二項の基準（土壌含有量基準）に適合していない特定有害物質  
鉛及びその化合物